

## ② 保健福祉環境部からのお知らせ

### 受動喫煙対策(施設における対応)について

望まない受動喫煙の防止を図るため、改正健康増進法が令和元年7月1日より一部施行され、多くの方が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など(第一種施設)は、敷地内禁煙となりました。令和2年4月1日からは、改正健康増進法が全面施行され、飲食店など多くの方が利用する施設、オフィス・事業所など(第二種施設)も原則屋内禁煙となります。

#### 喫煙室の類型

	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
設置できる施設	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設	既存特定飲食提供施設
場所	屋内の一部	屋内の一部	屋内の全部又は一部	屋内の全部又は一部
必要となる措置	室外への煙の流出防止	室外への煙の流出防止	室外への煙の流出防止	室外への煙の流出防止
紙巻たばこ	○	×	○	○
加熱式たばこ	○	○	○	○
室内での喫煙以外の行為	×	○	○	○

なお、北薩地域振興局本庁舎をはじめ管内の県機関においては、施設を利用する県民の方々が通常立ち入ることのない屋上等に喫煙をすることができる場所として「特定屋外喫煙場所」を設置しました。(川薩保健所のある北薩地域振興局第二庁舎は敷地内全面禁煙)

#### 北薩地域振興局の喫煙場所(令和元年7月1日から)

庁舎名	喫煙区分	喫煙場所
本庁舎	職員専用	本館屋上
	外来者、職員共用	別館屋上
第二庁舎	敷地内全面禁煙	
出水庁舎	外来者専用	公用車庫屋上部(2F)
	職員専用	本館屋上
さつま庁舎	外来者・職員共用	本館屋上
甑島庁舎	職員専用	本館屋上

#### 受動喫煙対策についての問合せ先

○鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課  
TEL: 099-286-2717  
「受動喫煙防止対策について」(ホームページ)  
県ホームページ ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 健康づくり > たばこ・アルコール > たばこ > 受動喫煙防止対策について

○川薩保健所 健康企画課 TEL: 0996-23-3165